

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書（一般委託）

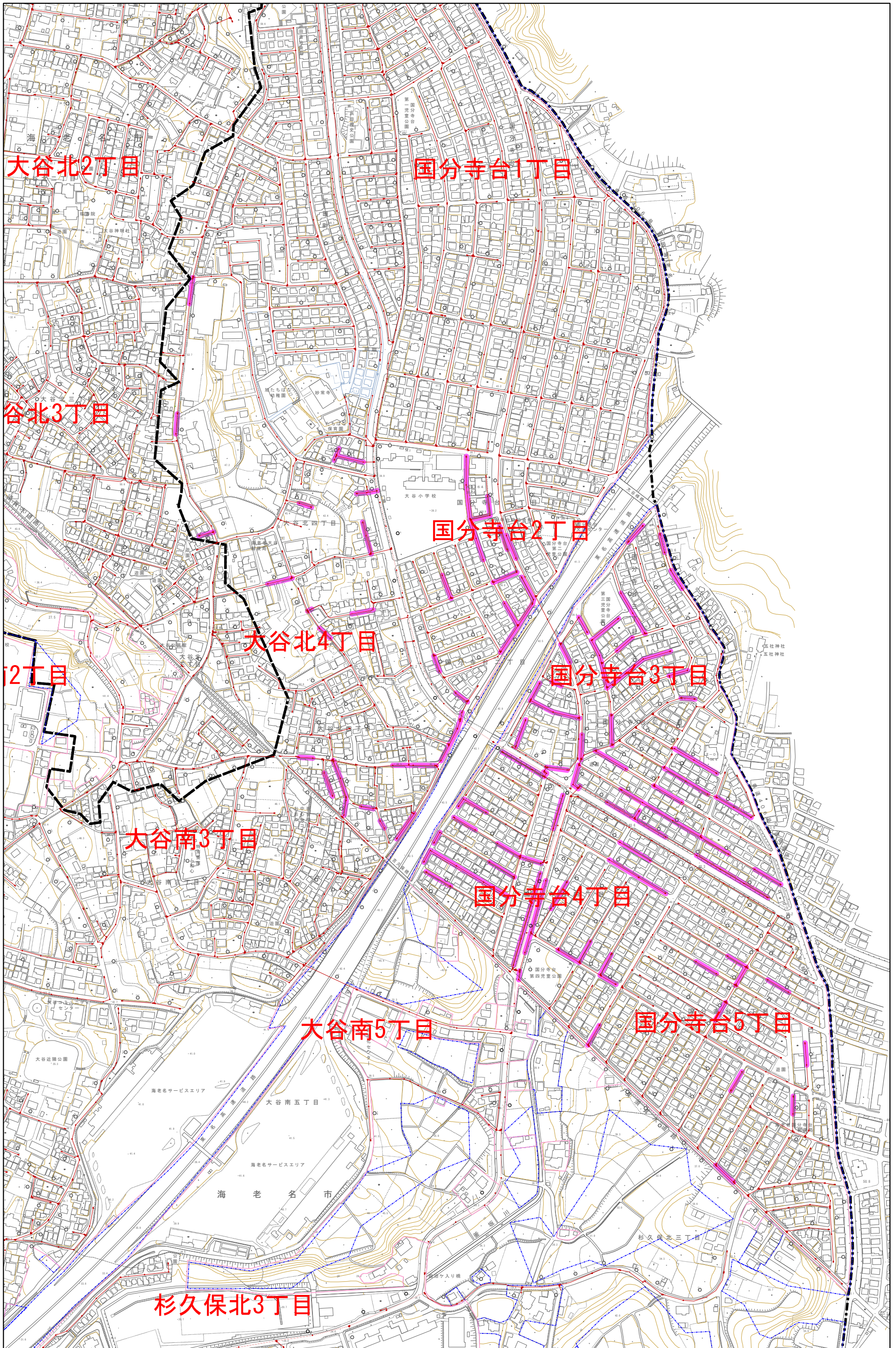
契約番号：7675

件名	ストックマネジメント基本計画に基づく管渠詳細調査委託（枝1－4）	
履行場所	海老名市国分寺台二丁目ほか 地内	
期間	令和7年8月22日～令和8年1月30日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり	
予定価格	15,818,000 円（税込）	14,380,000 円（税抜）
最低制限価格	有り（開札後算定型） 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
落札候補者の入札金額が、調査基準価格（50%）未満の場合 ※ただし、予定価格（税込）100万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の15%以内（海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。）※前払金の上限金額は5,000万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件（本市入札案件）との兼任不可 契約保証 契約金額の30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 （ア）金融機関又は保証事業会社の保証 （イ）公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド） （ウ）履行保証保険契約の締結（定額てん補）	
入札方法等	条件付一般競争入札（電子入札）	
質疑 （仕様等に関する事項）	所定の書式により、FAXで受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	510 調査業務委託	
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第4区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥) ○管理技術者は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、次のいずれかの資格を有すること。 ・下水道管路管理総合技士 ・下水道管路管理主任技士	
	落札数制限	なし	
配置技術者について		本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> (本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ○「許認可等調書」 ・産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)証の写し ○「配置技術者等の資格・実績等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・管理技術者の資格及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類(雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し)	

	※健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号及び保険者番号（3箇所）にマスキング(黒塗り)をして提出してください。
落札候補者が 提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。) ○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類（雇用確認の書類は、原則として健康保険被保険者証の写し）

案 内 図



1/5,000

海老名市まちづくり部下水道課

0m 125m 250m 375m 500m

ストックマネジメント基本計画に基づく管渠詳細調査委託（枝 1-4） 仕様書

第 1 章 総則

1. 適用範囲

本仕様書は、海老名市（以下、「当市」という）が管理する下水道管路等施設内の清掃及び管路施設調査工に適用する。

2. 用語の定義等

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、下記については発注者及び受注者の間で、出来る限り書面にて行うものとする。

（１）指示とは、当市の発議により監督員が受注者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

（２）承諾とは、受注者の発議により受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。

（３）協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

（１）受注者は、清掃及び管路施設調査作業（以下、「作業」という）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等並びに、当市が他企業等と締結している協議等を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ① 労働基準法 | （昭和 22 年法律第 49 号）及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | （昭和 22 年法律第 50 号）及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | （昭和 23 年法律第 186 号）及び同法関連法規 |
| ④ 緊急失業対策法 | （昭和 24 年法律第 89 号）及び同法関連法規 |
| ⑤ 建設業法 | （昭和 24 年法律第 100 号）及び同法関連法規 |
| ⑥ 建築基準法 | （昭和 25 年法律第 201 号）及び同法関連法規 |
| ⑦ 港湾法 | （昭和 25 年法律第 218 号）及び同法関連法規 |
| ⑧ 毒物及び劇物取締法 | （昭和 25 年法律第 303 号）及び同法関連法規 |
| ⑨ 道路法 | （昭和 27 年法律第 180 号）及び同法関連法規 |
| ⑩ 下水道法 | （昭和 33 年法律第 79 号）及び同法関連法規 |
| ⑪ 中小企業退職金共済法 | （昭和 34 年法律第 160 号）及び同法関連法規 |
| ⑫ 道路交通法 | （昭和 35 年法律第 105 号）及び同法関連法規 |
| ⑬ 河川法 | （昭和 39 年法律第 167 号）及び同法関連法規 |
| ⑭ 電気事業法 | （昭和 39 年法律第 170 号）及び同法関連法規 |
| ⑮ 環境基本法 | （平成 5 年法律第 91 号）及び同法関連法規 |

- ⑯ 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
- ⑰ 廃棄物の処理及び
清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
- ⑱ 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
- ⑲ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
- ⑳ 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
- ㉑ 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
- ㉒ 神奈川県生活環境の
保全等に関する条例 (平成 9 年条例第 35 号) 及び同条例関連規則等
- ㉓ 海老名市下水道条例 (平成 12 年条例第 49 号) 及び同条例関連規則等
- ㉔ 海老名市契約規則 (平成 15 年規則第 20 号)

(2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

4. 提出書類

(1) 受注者は、契約締結後速やかに施工計画書及び契約事務に関する届出等、その他これらに類する書類を提出し、承認を受けたうえ作業に着手すること。なお、施工計画書には下記内容を明記すること。

- ① 委託概要 (案内図、契約内容等)
- ② 作業員名簿、資格者名簿 (資格証の写し)、下請負人等の名簿や施工体系図
- ③ 緊急連絡簿と体制図
- ④ 主要機械の使用計画 (所有区分、車検証の写し添付)、ガス検知器の検査証
- ⑤ 工程管理計画 (工程表)
- ⑥ 写真管理計画
- ⑦ 作業手順書 (安全確認の方法、作業手順等)
- ⑧ 安全管理計画 (交通、酸素欠乏等、有毒ガス対策、事故防止及び教育、地上と管渠内・作業場所との連絡方法、作業前中後の安全管理など)

※酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習終了証の写しを提出すること。

- ⑨ 各種許可書・協議書の写し (警察、道路使用、他企業者との協議等)
- ⑩ 資格・許可書等の写し (産業廃棄物収集運搬業許可証等)
- ⑪ その他、監督員が添付を指示したもの

(2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、直ちに変更を行うこと。

(3) 受注者は、作業の着手日から完成の日までの期間中、監督員の指示による日報・週報・月報にて作業状態を報告すること。また、作業の進捗についても同じとする。

(4) 受注者は、作業が完了した時は速やかに下記書類を工期内に提出すること。なお、この書類の提出 (手直しを含む) を持って業務完了届を受理することとします。

- ① 業務完了届

- ② 出来高数量調書
- ③ マニフェスト伝票と集計表
- ④ 汚泥運搬報告
- ⑤ 安全管理報告（交通誘導警備員伝票と集計表、ガス検知器測定報告書）
- ⑥ 作業報告書（別冊でA判定を集約したダイジェスト版も提出する）
- ⑦ 作業写真（作業箇所、着手前中後、安全管理状況、汚泥処分状況等）、動画
- ⑧ その他、監督員が添付を指示したもの
- ⑨ 契約事務に関する届出等

なお、報告書の様式については監督員に事前に確認を行うこと。

5. 官公署への手続き及び他企業への協議

受注者は、契約後速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用許可、交通の制限等の届出、許可申請等を行いその許可を受けること。また、その他関係各企業者及び道路占用者と協議を行い、これを監督員に報告すること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに業務主任者並びに管理技術者を定めると共に、現場には業務主任者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管渠内の作業を行う場合には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させ所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し秩序正しい作業を行わせ、且つ、熟練を要する作業には相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。これについては、当市の積算設計根拠を参考に行うこと。

7. 地先住民等との協議

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望もしくは交渉があった時には、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応しその結果を速やかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても地先住民等から報酬、または手数料等を受けとってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
- (4) 下請負人及び使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。
- (5) 地先住民等への作業予告（通知文書作成・配布）などは、受注者の責任と負担により行うものとする。

8. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損傷を与えた時は直ちに監督員に報告しその指示を受ける

と共に、速やかに受注者の責任において原形復旧すること。

- (2) 受注者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償について全責任を負うこと。なお、下請負人及び使用人等が作業にあたり損害を与えた場合についても、受注者は同様にその復旧及び賠償について全責任を負うこと。

9. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程に従い、工程管理を適正に行なうこと。
- (2) 予定の工程と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝・休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

10. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って作業記録写真を撮影し、作業完了時には工種・工程順に編集した作業記録写真帳に整理し、監督員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の管渠内部の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、適切な撮影方法及び方向にて撮影すること。
- (2) 人力又は、機械の種別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。この時、使用機材についても撮影を行うこと。
- (3) 作業記録写真には、契約件名、撮影場所、撮影日時、撮影対象や状況、受注者名を記載した黒板等を入れて撮影し、状況等を的確に表現できるよう工夫して整理すること。
- (4) 撮影頻度については、監督員と協議すること。

11. 環境配慮

本作業を行うにあたり、「海老名市役所環境方針」を遵守し、海老名市環境マネジメントプログラムに基づき、次のことに配慮すること。

- (1) 搬出される産業廃棄物の適正な処理を行う。
- (2) 清掃等業務実施時に使用する機器等の騒音、振動の削減を実施する。
- (3) 清掃等業務実施時に必要とする車両は環境に配慮した車両の使用に努める。
- (4) 清掃等業務実施時に使用する作業車両の効率的運用を図る。
- (5) 清掃等業務実施時に排出される汚水については、水質汚濁及び土壌汚染を起こさないように処理を行う。
- (6) 業務実施時に電力を使用する際には節電に努める。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、

酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆公害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。

(2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。

(3) 事故防止を図るため、安全管理については施工計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

(1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業の安全意識の向上を図ること。

(2) 受注者は、厚生労働省で定める酸素欠乏作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

(1) 現場の作業環境は常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して作業に従事する者の安全を図ること。また、いかなる作業を行う場合でも、厚生労働省で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を常駐させること。

(2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、厚生労働省で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前に確認し、更に作業中は常時これを調査することとする。また、換気については作業前、作業中を問わず常に行い、作業員等全員が孔内から退去したことが確認出来るまで行うものとする。

(3) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、転落防止の作業帯など保護具の装着をすると共に、呼吸用保護具等を常に現場に常備すること。

(4) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、直ちに必要な処置を講ずると共に、監督員及び関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な処置を講ずること。

(5) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて且つ誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

(1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。

(2) 作業現場には、契約件名及び作業内容を明示した標識を設けると共に、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人や車両交通等の安全の確保に努めること。また、作業を行うために得た、警察及び道路管理者等の許可条件並びに指示に対して従わなければならない。

(3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、歩行者及び車両の通行誘導並びに整理

を行うこと。なお、交通誘導警備員の配置人数については、当市の積算設計根拠を参考に行うものとする。

(4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めているもののほか、関係官公署の指示に従い適切に行うこと。

(5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に報告すると共に、施工計画書に写し等を添付するものとする。

5. その他

(1) 受注者は、作業にあたり下水道施設やガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

(2) 万一、事故等が発生した時は、速やかに必要な処置を講ずると共に、緊急連絡体制に従い監督員及び関係官公署に報告を行うこと。

(3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により当市に届け出ること。

(4) 管理技術者として、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有する者を配置すること。

(5) 照査は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士のうち、「下水道管路管理総合技士」または「下水道管路管理主任技士」のいずれかの資格を有する者が行うこと。

第3章 清掃工および調査

1. 一般事項

(1) 受注者は、施工計画書を1部作成した後、監督員の承諾を得て作業に着手すること。

(2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラーなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。

(3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流で溢水が起こらない構造で、且つ作業中の安全が確保されるものとする。

ただし、上流に溢水が生じる恐れのある時は、直ちにこれを撤去すること。

(4) 受注者は作業にあたり騒音規制法、振動規制法、県生活環境の保全等に関する条例及び当市環境基本条例、環境保全条例等の公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。

(5) 受注者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合や、監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中断を命ずることがある。

(6) 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚損させないよう十分注意すること。万一、汚損させたときは作業終了後の都度、速やかに洗浄・清掃すること。

(7) 作業終了時は、速やかに使用機器、仮設物等を搬出し作業場所の清掃を行うこと。

2. 清掃工

- (1) 作業にあたっては、日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領」一管路施設編一等の作業要領を参考に行うこと。
- (2) 作業時間帯については、道路使用許可条件や地先住民等との協議を厳守して実施すること。
- (3) 作業にあたっては、下流側に土砂等を流下させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (4) 受注者は、作業にあたって十分な運搬車両を配置すること。
- (5) 運搬車両は、施工計画書において当市に事前に届け出たものを使用すること。
- (6) 運搬車両は、その使用にあたって土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩をおこさない構造の車両を使用すること。
- (7) 積込作業にあたっては、土砂等の飛散により通行者・通行車両及びその他工作物を汚損させないように措置を講ずること。
- (8) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中漏落しないような措置を講ずること。
- (9) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないよう十分注意するとともに、道路交通法等を遵守して運搬すること。
- (10) 本委託の土砂等の処分については、当市において処分単価契約を行っている株式会社旭商会により処理処分を行います。よって、受注者は株式会社旭商会が運営する中間処分場までの運搬を行うこと。

中間処分場：株式会社旭商会 ソリューション・プラザ

相模原市緑区下九沢 2096 番 1 外 1 1 筆

許可番号：09820002378

産業廃棄物の種類：汚泥 予定数量：0.17 m³

- (11) 高压洗浄車の使用にあたっては、高压により管渠を破損することのないよう吐出圧には十分に留意すること。
- (12) 高压洗浄車に使用する洗浄水は、水道水またはこれと同等以上のものとし、車両出発地から搬出すること。市で洗浄水の提供は行いません。
- (13) 産業廃棄物の収集・運搬は、神奈川県による許可を受けたものを使用すること。
- (14) 作業に入る時期については、当該地の公共汚水桝を確認したのち、監督員と相談し決定すること。また、公共汚水桝の確認状況については写真で報告すること。

3. 本管調査工

- (1) 作業にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の制度を高めること。
- (2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。撮影にあたっては、適切かつ鮮明な映像を確保すること。
- (3) 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クッラク、取付管口、管のたるみ・蛇行、副管口、取付管の突出し、油脂の付着、木根の侵入、侵入

水などについて以上の程度を確認し、全区間について撮影し、DVD 等に収録すること。

- (4)本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。
- (5)取付管部の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。
- (6)管きょ内に異常が発見された場合は、異常個所を拡大した画像を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (7) 下水道台帳の電子化の観点から、海老名市が独自に定める様式（別紙 1 参照）で調査結果をまとめること。ただし、自社の調査記録票を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得るとともに、市の様式も併せて提出すること。
- (8) 写真帳および記録表は、施設番号毎にファイリングすること。記録形式は P D F またはエクセルファイルとする。詳細については監督員と協議すること。

4. その他

- (1) 本委託の完了は、作業が終了し、所定の業務完了竣工書類（第 1 章総則第 4 条第 4 項）が提出され、書類の手直し等が終了し再提出された時点で業務完了届の受理となるため、契約工期内にこれらを全て終わらせること。また、当市の検査員による検査の受検、これの合格をもって完了となります。
- (2) 受注者は、中間検査及び完了検査に立ち会うこと。
- (3) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異常を発見した場合は速やかに監督員に報告すること。
- (4) 設計図書に特別明示していない事項があっても、作業遂行上当然必要なものについては受注者の負担にて処理すること。
- (5) その他特に定めのない事項については、速やかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。
- (6) 土砂等（廃材）の運搬はマニフェストにより管理し、適正に行うこと。
- (7) 歩掛りは、公益社団法人 日本下水道協会「下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-（2020 年版）」および公益社団法人 日本下水道管路管理業協会「下水道管路管理積算資料-2023-」を採用しています。

特記事項（廃棄物の収集運搬）

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。なお許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し本契約書に添付する。

許可都道府県・政令市：許可書（写）参照

許可の有効期限：同上

事業範囲：同上

許可の条件：同上

許可番号：同上

2（委託する産業廃棄物の種類、数量）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類は、次のとおりとする。

種類：汚泥

数量：0.1 トン

3（運搬の目的地）

乙は甲から委託された前項の産業廃棄物を甲の指定する次の目的地に搬入する。また、その積み込み作業の開始から目的地での荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

氏名：株式会社旭商会 代表取締役 浦部 大輔

住所：神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号

許可都道府県・政令市：相模原市

許可番号：第09820002378号

許可の有効期限：令和9年11月30日

許可の条件：生活環境保全上必要な措置

環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

事業の区分：中間処理（焼却、乾燥、破碎、圧縮、選別）

産業廃棄物の種類：（取り扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く）

ア ソリューション・プラザ

（ア）乾燥に係るもの

汚泥

（イ）焼却に係るもの

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず

（ウ）破碎に係るもの

廃プラスチック類

イ 第一エコ・プラザ

（ア）破碎に係るもの

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

(イ) 圧縮に係るもの

紙くず、繊維くず、廃プラスチック類

(ウ) 選別に係るもの

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類

(注1) 取り扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。

事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

(1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所

ア ソリューション・プラザ

相模原市緑区下九沢2096番1外11筆(8062.64㎡)

イ 第1エコ・プラザ

相模原市緑区橋本台二丁目2181番1外2筆(3417.23㎡)

(2) 中間処理施設

ア ソリューション・プラザ

(ア) 焼却

処理能力 5.7 t/日(17時間)

(イ) 乾燥

a 下水及び道路排水関係汚泥の場合 処理能力 80 t/日(17時間)

b メッキ汚泥及び酸又はアルカリによる表面処理汚泥の場合

処理能力 27 t/日(17時間)

(ウ) 破碎

処理能力 4.8 t/日(8時間)

イ 第1エコ・プラザ

(ア) 破碎施設 2基

a 廃プラスチック類

処理能力 74.2 t/日(13時間)

紙くず

処理能力 82.2 t/日(13時間)

木くず

処理能力 87.2 t/日(13時間)

繊維くず

処理能力 41.3 t/日(13時間)

ゴムくず

処理能力 120.3 t/日(13時間)

b 廃プラスチック類

処理能力 52.6 t/日(13時間)

紙くず

処理能力 45.1 t/日(13時間)

木くず

処理能力 82.8 t/日(13時間)

繊維くず

処理能力 52.6 t/日(13時間)

ゴムくず

処理能力 104.3 t/日(13時間)

金属くず

処理能力 118.0 t/日(13時間)

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

処理能力 200.7 t/日(13時間)

がれき類

処理能力 148.4 t/日(13時間)

(イ) 圧縮施設

廃プラスチック類	処理能力	59.2 t/日 (13時間)
紙くず	処理能力	90.6 t/日 (13時間)
繊維くず	処理能力	71.1 t/日 (13時間)
(ウ) 選別施設	処理能力	58.5 t/日 (13時間)

(3) 保管施設

ア ソリューション・プラザ

(ア) 廃プラスチック類保管施設

a 処理前焼却物置場 (容器保管カゴ51台)	保管面積	72.3 m ²	最大保管量	81.6 m ³
b 処理前焼却物置場 (ドラム缶225缶)	保管面積	45.0 m ²	最大保管量	45.0 m ³
c 処理前廃プラスチック類置場 (アームロールコンテナ12台又はフレコンバック)	保管面積	170.5 m ²	最大保管量	84.0 m ³
d 処理前廃プラスチック類置場 (容器保管72個)	保管面積	30.0 m ²	最大保管量	72.0 m ³
e 処理前廃プラスチック類置場 (容器保管)	保管面積	87.0 m ²	最大保管量	174.0 m ³
f 処理前廃プラスチック類置場	保管面積	63.0 m ²	最大保管量	138.5 m ³
g 処理前廃プラスチック類置場 (容器保管180個)	保管面積	96.1 m ²	最大保管量	180.0 m ³

(イ) 汚泥保管施設

a 処理前清掃関係汚泥置場	保管面積	40.0 m ²	最大保管量	40.0 m ³
b 処理前高含水汚泥タンク (タンク保管)	保管面積	63.0 m ²	最大保管量	72.0 m ³
c 処理前汚泥置場	保管面積	69.2 m ²	最大保管量	148.8 m ³
d 処理前汚泥ピット	保管面積	14.0 m ²	最大保管量	21.0 m ³
e 処理前泥状物ピット	保管面積	14.5 m ²	最大保管量	21.6 m ³
f 処理前汚泥置場 (容器保管90個)	保管面積	49.5 m ²	最大保管量	90.0 m ³

(ウ) 処理前廃油置場 (タンク2基及びドラム缶保管)

保管面積	43.9 m ²	最大保管量	21.2 m ³
------	---------------------	-------	---------------------

(エ) 処理後燃え殻・ばいじん・汚泥置場 (容器保管54個)

保管面積	20.4 m ²	最大保管量	54.0 m ³
------	---------------------	-------	---------------------

(オ) 処理後汚泥置場 保管面積 41.9 m² 最大保管量 113.7 m³

(カ) 処理前置場 (紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・

コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類)

保管面積	90.7 m ²	最大保管量	64.0 m ³
------	---------------------	-------	---------------------

(キ) 処理後置場 (紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・

コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類)

イ 第1エコ・プラザ (ア) 処理前保管施設	保管面積	136.0m ²	最大保管量	144.0m ³
	保管面積	40.0m ²	最大保管量	32.0m ³
(イ) 処理後保管施設	保管面積	40.0m ²	最大保管量	63.0m ³
	保管面積	30.0m ²	最大保管量	45.0m ³
	保管面積	72.0m ²	最大保管量	108.0m ³
	保管面積	72.0m ²	最大保管量	108.0m ³
	保管面積	96.0m ²	最大保管量	227.5m ³

保管面積	40.0m ²	最大保管量	48.0m ³
保管面積	48.0m ²	最大保管量	66.0m ³
保管面積	94.2m ²	最大保管量	200.0m ³

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲が乙に処分を委託する産業廃棄物は次のとおりとする。

産業廃棄物の発生工程：水路、下水道（雨水・汚水）及び道路側溝に堆積した汚泥の浚渫・清掃作業

産業廃棄物の性状及び荷姿：泥状

腐敗、揮発等性状の変化に関する事項：性状の変化なし

混合等により生ずる支障：支障なし

日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項：該当なし

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、その事項：該当なし

その他（特別管理）産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項：該当なし

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし業務終了報告書は、第2条第3項に規定する最終目的地までの運搬区間に応じたマニフェストB2票又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第5条（業務の一時停止）

乙はやむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第6条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において契約単価もしくは契約期間を変更するときあるいは予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第7条（契約解除時における処理）

甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

本管調査集計表

(別紙 1)

[illegible]

令和 7 年 度

ストックマネジメント基本計画に基づく管渠詳細調査委託（枝 1－4）

設 計 書

番 号	R6.7歩掛、R7.6単価	施 工 年 度	令和7年度
名 称	ストックマネジメント基本計画に基づく管渠詳細調査委託（枝1-4）		
場 所	海老名市 国分寺台二丁目ほか 地内		
施 工 主	海老名市	概要 ◇高圧洗浄車清掃工 Φ150～250 L=218m ◇管渠内洗浄工 Φ150～400 L=3,818m ◇障害物除去工 モルタル除去 N=27箇所 木根除去 N=4箇所 ◇本管テレビカメラ調査工 L=4,036m ◇報告書作成一式	
設 計 区 分	下水道工事（2）		
路 線 名			
期 間	令和 7年 8月 22日 ～ 令和 8年 1月 30日		
日 数	162 日		
部 課 名	まちづくり部下水道課		
積 算 担 当	管路施設係		
合 計 額			
価 格			
消費税相当額			

内 訳 書

工 事 区 分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
費	下水道工事（2）							
		管路施設調査工		式	1			A- 1号内訳書
		仮設工		式	1			A- 2号内訳書
		報告書作成工		式	1			A- 3号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費	(契約保証費含む)	式	1			発注者が金銭的保証を必要とする
工事価格								
消費税相当額								

[illegible]

合計額

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	下水道工事（２）	工事日数(内冬日数)	162日/91日	共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り（２）	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	25%超え35%以下	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数３位四捨五入２位止めとする。

$$\begin{aligned} \text{共 通 仮 設 費} &= (\text{対象額} \times \text{率}) \times \text{掛率} \\ &= (\quad \times \quad \%) \times 50.0\% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned} \text{現 場 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\ &= \quad \times \quad \% \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\ &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

間 接 費 明 細 書

算 出 基 礎

一 般 管 理 費 = 対象額×率+対象額×契約保証補正值－調整額
= × % + × %－
=

対象額 = 工事原価－一般管理費対象外額－処分除外費＋一般管理補正額
= - - +
=

率 = 対象額による率×前払補正
= %×
= %× → ∴ %

対象額による率 = %

[illegible]

A- 2号		仮設工					1式当たり	内訳書					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
交通誘導警備員B				現場		1						C- 1号単価表	
計													

[illegible]

[illegible]

[illegible]

D- 2号		モルタル等除去工					9箇所当たり	単価表
		モルタル（1箇所は1 m程度）						
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃技師				人				
管路調査技師				人				
管路調査助手				人				
特殊作業員				人				
普通作業員				人				
T Vカメラ搭載車運転（モルタル等除去工用）		2 t	6 3 k W	日	1			E- 7号単価表
超高压洗浄車運転		4 t	1 4 3 k W	日	1			E- 8号単価表
給水車運転（モルタル等除去工用）		4 t	1 2 1 k W	日	1			E- 9号単価表
計								
1 箇所当たり								

D- 3号		モルタル等除去工					18箇所当たり	単価表
木 根								
名	称	規	格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃技師				人				
管路調査技師				人				
管路調査助手				人				
特殊作業員				人				
普通作業員				人				
T Vカメラ搭載車運転（モルタル等除去工用）		2 t 6 3 k W		日	1			E- 10号単価表
超高压洗浄車運転		4 t 1 4 3 k W		日	1			E- 11号単価表
給水車運転（モルタル等除去工用）		4 t 1 2 1 k W		日	1			E- 12号単価表
計								
1 箇所当たり								

[illegible]

[illegible]

D- 6号		高压洗浄車清掃工（揚泥車 4 t 使用） 管径200～250mm、土砂深率5%					830m 当たり	単価表					
名	称	規	格	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
高压洗浄車運転工		4 t 使用		日		1						E- 1号単価表	
揚泥車運転工		4 t 使用		日		1						E- 2号単価表	
給水車運転工		4 t 使用		日		1						E- 3号単価表	
計													
1 m 当たり													

[illegible]

E- 1号

1日当たり

单価表

高压洗净車運転工

4 t 使用

[illegible]

E- 2号

1日当たり

单価表

揚泥車運転工

4 t 使用

[illegible]

E- 3号

1日当たり

单価表

給水車運転工
4 t 使用

[illegible]

[illegible]

E- 5号

1日当たり

单価表

高压洗净车运转工

4 t 使用

[illegible]

E- 6号

1日当たり

单価表

給水車運転工
4 t 使用

[illegible]

E- 9号

1日当たり

单価表

給水車運転（モルタル等除去工用）

4 t 1 2 1 k W

[illegible]

E- 10号

1日当たり

单価表

TVカメラ搭載車運転（モルタル等除去工用）

2 t 6 3 k W

[illegible]

E- 11号

1日当たり

单価表

超高压洗净車運転

4 t 1 4 3 k W

[illegible]

E- 12号

1日当たり

单価表

給水車運転（モルタル等除去工用）

4 t 1 2 1 k W

[illegible]

E- 13号

1日当たり

单価表

TVカメラ搭載車運転工（本管用）

2 t 9 5. 5 k W

[illegible]

数 量 総 括 表

工種区分・工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	計算数量	発注数量	変更数量	増減	摘 要
調査工									
	高压洗浄車清掃工	本管径 800mm 未満	φ150～250 土砂深率5%	m	218.5	218			
			土砂運搬	式	1.0	1			
	管きょ内洗浄工		φ150～400	m	3818.4	3818			
	障害物除去工	モルタル等除去工	モルタル	箇所	27.0	27			
	障害物除去工		木根	箇所	4.0	4			
	本管リブ加工調査工			m	4036.95	4036			
	報告書作成工			式	1.0	1			
仮設工			交通誘導員B	式	1.0	1			

本管調査集計表

【★】上下流調査

【◆】下流から調査

整理 番号	路線番号	人孔番号		樹木根 侵入			モルタル			管体 延長 (m)	清掃 (m)	洗浄 (m)	管径 (mm)	管種	詳細 調査 ※1	清掃 ※2
		上流人孔	下流人孔	a	b	c	a	b	c							
1	KH-15_27	JH-15_28	JH-15_21							36.08		36.08	250	HP	○	
2	KH-16_105	JH-16_102	ダミー・管接合							14.35		14.35	150	VU	○	
3	KH-16_106	JH-16_103	JH-16_102							14.32		14.32	150	VU	○	★
4	KH-16_24	JH-16_24	JH-16_23							37.98		37.98	200	VU	○	
5	KH-16_25	JH-16_25	JH-16_24							9.93		9.93	200	VU	○	
6	KH-16_26	JH-16_26	JH-16_24							6.13		6.13	200	VU	○	
7	KH-16_38	JH-16_38	JH-16_37							16.96	16.96		200	VU	○	○
8	KH-16_51	JH-16_51	JH-16_50							28.07		28.07	250	HP	○	
9	KH-16_54	JH-16_54	JH-16_44							20.20	20.20		200	VU	○	○
10	KH-16_82	JH-16_80	JH-17_63							25.91		25.91	250	VU	○	
11	KH-16_83	JH-16_81	JH-16_80							19.07		19.07	250	VU	○	◆
12	KH-17_114	JH-17_114	JH-17_113	1						30.14		30.14	200	VU	○	
13	KH-17_120	JH-17_120	JH-17_119	1						5.56		5.56	200	VU	○	
14	KH-17_123	JH-17_123	JH-17_122							19.89		19.89	200	VU	○	
15	KH-17_71	JH-17_71	JH-17_69							33.95		33.95	250	HP	○	
16	KH-18_105	JH-18_105	JH-18_104							10.13		10.13	250	VU	○	
17	KH-18_107	JH-18_107	JH-18_106							16.23		16.23	250	VU	○	
18	KH-18_83	JH-18_83	JH-18_82							17.89		17.89	250	HP	○	
19	KH-18_87	JH-18_87	JH-18_86							34.06	34.06		200	VU	○	○
20	KH-18_96	JH-18_96	JH-18_80							25.98		25.98	250	HP	○	
21	KH-18_97	JH-18_97	JH-18_96							25.96		25.96	250	HP	○	
22	KH-18_99	JH-18_99	JH-18_98							20.02		20.02	250	HP	○	
23	KI-16_14	JI-16_13	JI-17_74							33.74		33.74	250	HP	○	
24	KI-16_47	JI-16_46	JI-17_39				1			33.38		33.38	250	HP	○	
25	KI-16_48	JI-16_47	JI-17_40							30.04		30.04	250	HP	○	
26	KI-16_49	JI-16_48	JI-16_47							26.97		26.97	250	HP	○	
27	KI-16_50	JI-16_49	JI-16_48							27.94		27.94	250	HP	○	
28	KI-16_51	JI-16_50	JI-16_49							26.05		26.05	250	HP	○	
29	KI-16_53	JI-16_52	JI-16_48							48.13		48.13	250	HP	○	
30	KI-16_54	JI-16_53	JI-16_52							39.94		39.94	250	HP	○	
31	KI-16_73	JI-16_72	JI-17_100							30.36		30.36	250	HP	○	
32	KI-16_74	JI-16_73	JI-17_63							24.31		24.31	250	HP	○	
33	KI-17_100	JI-17_97	JI-17_95							32.84		32.84	250	HP	○	
34	KI-17_101	JI-17_98	JI-17_97	1						32.01		32.01	250	HP	○	
35	KI-17_104	JI-17_101	JI-17_88							31.88		31.88	250	HP	○	
36	KI-17_105	JI-17_102	JI-17_101							31.87		31.87	250	HP	○	
37	KI-17_21	JI-17_19	JI-17_18							34.94	34.94		250	HP	○	○
38	KI-17_22	JI-17_20	JI-18_75							36.96		36.96	250	HP	○	
39	KI-17_23	JI-17_21	JI-17_20							35.17		35.17	250	HP	○	
40	KI-17_24	JI-17_22	JI-17_21							26.76		26.76	250	HP	○	
41	KI-17_25	JI-17_23	JI-18_47							9.46	9.46		250	HP	○	○
42	KI-17_28	JI-17_26	JI-17_24							20.24		20.24	250	HP	○	
43	KI-17_35	JI-17_33	JI-17_30				1			43.63		43.63	250	HP	○	
44	KI-17_36	JI-17_34	JI-17_33							35.82		35.82	250	HP	○	
45	KI-17_37	JI-17_18	JI-17_34				1			6.10		6.10	250	HP	○	
46	KI-17_38	JI-17_35	JI-17_33							36.24		36.24	250	HP	○	
47	KI-17_40	JI-17_37	JI-17_36							35.53		35.53	250	HP	○	

本管調査集計表

【★】上下流調査

【◆】下流から調査

整理 番号	路線番号	人孔番号		樹木根 侵入			モルタル		管体 延長 (m)	清掃 (m)	洗浄 (m)	管径 (mm)	管種	詳細 調査 ※1	清掃 ※2
		上流人孔	下流人孔	a	b	c	a	b							
48	KI-17_45	JI-17_42	JI-17_41					1	22.08		22.08	250	HP	○	
49	KI-17_54	JI-17_51	JI-17_46					1	34.18		34.18	250	HP	○	
50	KI-17_71	JI-17_68	JI-17_67						26.94		26.94	250	HP	○	
51	KI-17_73	JI-17_70	JI-17_69					1	23.79		23.79	250	HP	○	
52	KI-17_84	JI-17_81	JI-17_80						13.26		13.26	250	HP	○	
53	KI-17_89	JI-17_86	JI-18_118					1	40.88		40.88	250	HP	○	
54	KI-17_92	JI-17_89	JI-17_88						33.83		33.83	250	HP	○	
55	KI-17_93	JI-17_90	JI-17_89						11.03		11.03	250	HP	○	
56	KI-17_94	JI-17_91	JI-17_90						22.98		22.98	250	HP	○	
57	KI-17_95	JI-17_92	JI-17_91						47.80		47.80	250	HP	○	
58	KI-17_97	JI-17_94	JI-17_93						26.89		26.89	250	HP	○	
59	KI-18_100	JI-18_93	JI-18_78						35.94		35.94	250	HP	○	
60	KI-18_102	JI-18_95	JI-18_94					1	33.95		33.95	250	HP	○	
61	KI-18_104	JI-18_97	JI-18_96					1	39.56		39.56	250	HP	○	
62	KI-18_107	JI-18_100	JI-18_99					1	15.93		15.93	250	HP	○	
63	KI-18_109	JI-18_102	JI-18_101					1	48.22		48.22	250	HP	○	
64	KI-18_110	JI-18_103	JI-19_9						35.94	35.94		300	HP	○	○
65	KI-18_116	JI-18_109	JI-18_108						8.12		8.12	300	HP	○	
66	KI-18_117	JI-18_110	JI-18_109						28.21		28.21	300	HP	○	
67	KI-18_119	JI-18_112	JI-18_111						34.01		34.01	250	HP	○	
68	KI-18_122	JI-18_115	JI-18_114						49.21		49.21	250	HP	○	
69	KI-18_133	JI-18_126	JI-18_125						34.46		34.46	250	HP	○	
70	KI-18_134	JI-18_127	JI-18_108						3.19		3.19	250	HP	○	
71	KI-18_136	JI-18_129	JI-18_128					1	43.68		43.68	250	HP	○	
72	KI-18_137	JI-18_130	JI-18_129					1	11.88		11.88	250	HP	○	
73	KI-18_138	JI-18_31	JI-18_129						50.05		50.05	250	HP	○	
74	KI-18_145	JI-18_138	JI-18_137						47.91		47.91	250	HP	○	
75	KI-18_148	JI-18_141	JI-18_140						46.79		46.79	250	HP	○	
76	KI-18_149	JI-18_142	JI-18_141					1	43.83		43.83	250	HP	○	
77	KI-18_154	JI-18_147	JI-18_146					1	39.26		39.26	250	HP	○	
78	KI-18_155	JI-18_148	JI-19_67						39.77		39.77	250	HP	○	
79	KI-18_156	JI-18_149	JI-18_148						43.84		43.84	250	HP	○	
80	KI-18_157	JI-18_150	JI-18_149					1	41.98		41.98	250	HP	○	
81	KI-18_158	JI-18_151	JI-18_150						17.82		17.82	250	HP	○	
82	KI-18_160	JI-18_153	JI-19_23						41.88		41.88	250	HP	○	
83	KI-18_162	JI-18_155	JI-19_29						46.11		46.11	250	HP	○	
84	KI-18_170	JI-18_163	JI-18_162						40.02		40.02	200	VU	○	
85	KI-18_55	JI-18_48	JI-18_47						11.91		11.91	250	HP	○	
86	KI-18_56	JI-18_49	JI-18_48						24.42		24.42	250	HP	○	
87	KI-18_60	JI-18_53	JI-18_49					1	24.93		24.93	250	HP	○	
88	KI-18_62	JI-18_55	JI-18_54						31.71		31.71	250	HP	○	
89	KI-18_63	JI-18_56	JI-18_55						27.87		27.87	250	HP	○	
90	KI-18_67	JI-18_60	JI-18_59						41.98		41.98	250	HP	○	
91	KI-18_70	JI-18_63	JI-18_44						3.27		3.27	250	HP→VU	○	
92	KI-18_71	JI-18_64	JI-18_63						4.81		4.81	250	HP	○	
93	KI-18_73	JI-18_66	JI-18_64						19.14		19.14	250	HP	○	
94	KI-18_74	JI-18_67	JI-18_66						47.91		47.91	250	HP	○	

本管調査集計表

【★】上下流調査

【◆】下流から調査

整理 番号	路線番号	人孔番号		樹木根 侵入			モルタル			管体 延長 (m)	清掃 (m)	洗浄 (m)	管径 (mm)	管種	詳細 調査 ※1	清掃 ※2
		上流人孔	下流人孔	a	b	c	a	b	c							
95	KI-18_78	Jl-18_71	Jl-18_68							28.08		28.08	250	HP	○	
96	KI-18_85	Jl-18_78	Jl-18_77							29.85		29.85	250	HP	○	
97	KI-18_98	Jl-18_91	Jl-18_90							36.02		36.02	250	HP	○	
98	KI-18_99	Jl-18_92	Jl-18_91							11.89		11.89	250	HP	○	
99	KI-19_20	Jl-19_8	Jl-19_7							27.97	27.97		350	HP	○	○
100	KI-19_21	Jl-19_9	Jl-19_8							39.01	39.01		300	HP	○	○
101	KI-19_24	Jl-19_12	Jl-19_11							33.76		33.76	250	HP	○	
102	KI-19_25	Jl-19_13	Jl-19_12					1		31.88		31.88	250	HP	○	
103	KI-19_29	Jl-19_17	Jl-19_16							25.18		25.18	250	HP	○	
104	KI-19_30	Jl-19_18	Jl-19_16							31.81		31.81	250	HP	○	
105	KI-19_36	Jl-19_24	Jl-19_6							10.47		10.47	250	HP	○	
106	KI-19_40	Jl-19_28	Jl-19_27							37.98		37.98	250	HP	○	
107	KI-19_41	Jl-19_29	Jl-19_28					1		47.32		47.32	250	HP	○	
108	KI-19_70	Jl-19_58	Jl-19_53							30.68		30.68	250	HP	○	
109	KJ-17_12	JJ-17_12	JJ-17_11							28.85		28.85	250	HP	○	
110	KJ-17_21	JJ-17_21	JJ-17_20					1		18.72		18.72	250	HP	○	
111	KJ-17_22	JJ-17_22	JJ-17_102					1		38.92		38.92	250	HP	○	
112	KJ-17_3	JJ-17_3	JJ-17_1							25.85		25.85	250	HP	○	
113	KJ-18_11	JJ-18_11	JJ-18_9	1						27.91		27.91	250	HP	○	
114	KJ-18_12	JJ-18_12	JJ-18_11							27.18		27.18	250	HP	○	
115	KJ-18_16	JJ-18_16	JJ-18_116							44.83		44.83	250	HP	○	
116	KJ-18_20	JJ-18_20	JJ-18_126							49.02		49.02	250	HP	○	
117	KJ-18_21	JJ-18_21	JJ-18_20							44.20		44.20	250	HP	○	
118	KJ-18_22	JJ-18_22	JJ-18_21							45.50		45.50	250	HP	○	
119	KJ-18_24	JJ-18_24	JJ-18_23					1		41.42		41.42	250	HP	○	
120	KJ-18_27	JJ-18_27	JJ-18_26							38.10		38.10	250	HP	○	
121	KJ-18_28	JJ-18_28	JJ-18_27							37.94		37.94	250	HP	○	
122	KJ-18_5	JJ-18_5	JJ-18_4					1		30.87		30.87	250	HP	○	
123	KJ-18_6	JJ-18_6	JJ-18_5							36.04		36.04	250	HP	○	
124	KJ-18_7	JJ-18_7	JJ-18_121							35.02		35.02	250	HP	○	
125	KJ-18_8	JJ-18_8	JJ-18_7							34.84		34.84	250	HP	○	
126	KJ-19_1	JJ-19_1	JJ-18_28					1		38.06		38.06	250	HP	○	
127	KJ-19_16	JJ-19_16	JJ-19_10							27.95		27.95	250	HP	○	
128	KJ-19_24	JJ-19_24	JJ-19_23					1		32.58		32.58	250	HP	○	
129	KJ-19_30	JJ-19_30	JJ-19_22							28.51		28.51	250	HP	○	
130	KJ-19_47	JJ-19_47	JJ-19_30							29.51		29.51	250	HP	○	
131	KJ-19_52	JJ-19_52	JJ-19_51					1		33.24		33.24	250	HP	○	
132	KJ-19_60	JJ-19_60	JJ-19_59							30.02		30.02	250	HP	○	
133	KJ-19_63	JJ-19_63	JJ-20_5							29.86		29.86	250	HP	○	
134	KJ-20_19	JJ-20_19	JJ-20_18					1		23.95		23.95	250	HP	○	
135	KJ-20_20	JJ-20_20	JJ-20_6							33.87		33.87	250	HP	○	
合 計				4			27			4,036.95	218.54	3,818.41			135	8

管路土砂数量計算書

1. 一般管きょ内清掃工

管径 (mm)	延長 (m)	土砂深率 (%)	閉塞断面積 (㎡)	清掃土砂量 (㎡)	備考
管径150		5	0.00059	0	φ200を適用
管径200	71.22	5	0.00059	0.04	
管径250	44.4	5	0.00092	0.04	
管径300	74.95	5	0.00132	0.10	
管径350	27.97	5	0.0018	0.05	
管径400		5	0.00235	0	
合計	218.5			0.23	

小数第三位以下切り捨て

土砂処分工

処分土砂量 = $0.23\text{m}^3 \times 0.75 = 0.17 \text{ m}^3$

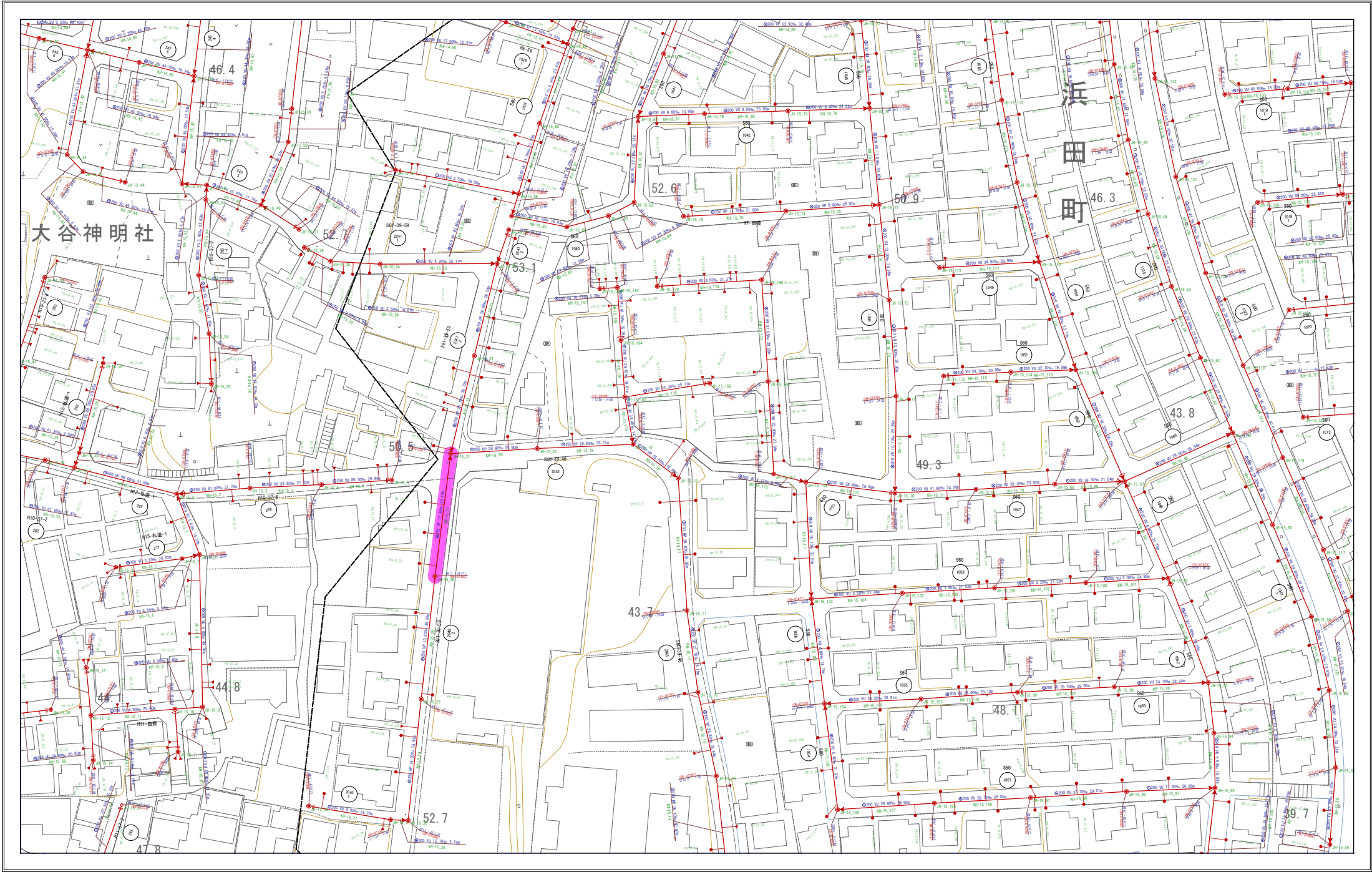
交通誘導員集計表

工種区分・工種	種別	細別	規格	単位	当初数量	日当たり施工量		設計日数
調査工								
	高圧洗浄車清掃工	本管径 800mm 未満	φ150～250 土砂深率5%	m	218	830	=	0.26
	管きょ内洗浄工		φ150～400	m	3818	700	=	5.45
	障害物除去工	モルタル等除去工	モルタル	箇所	27	9	=	3.00
	障害物除去工	モルタル等除去工	木根	箇所	4	18	=	0.22
	本管及びかわ調査工			m	4036	280	=	14.41
小数第三位以下切り捨て								23.34
作業必要日数合計（日）								24.00

◇ 交通誘導員B（昼間） 2名配置 ◇

設計日数24日 × 2名 = 48 名

海老名市公共下水道台帳図（污水）



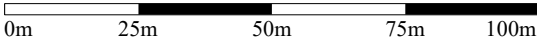
G-14	H-14	I-14
G-15	H-15	I-15
G-16	H-16	I-16

[illegible]

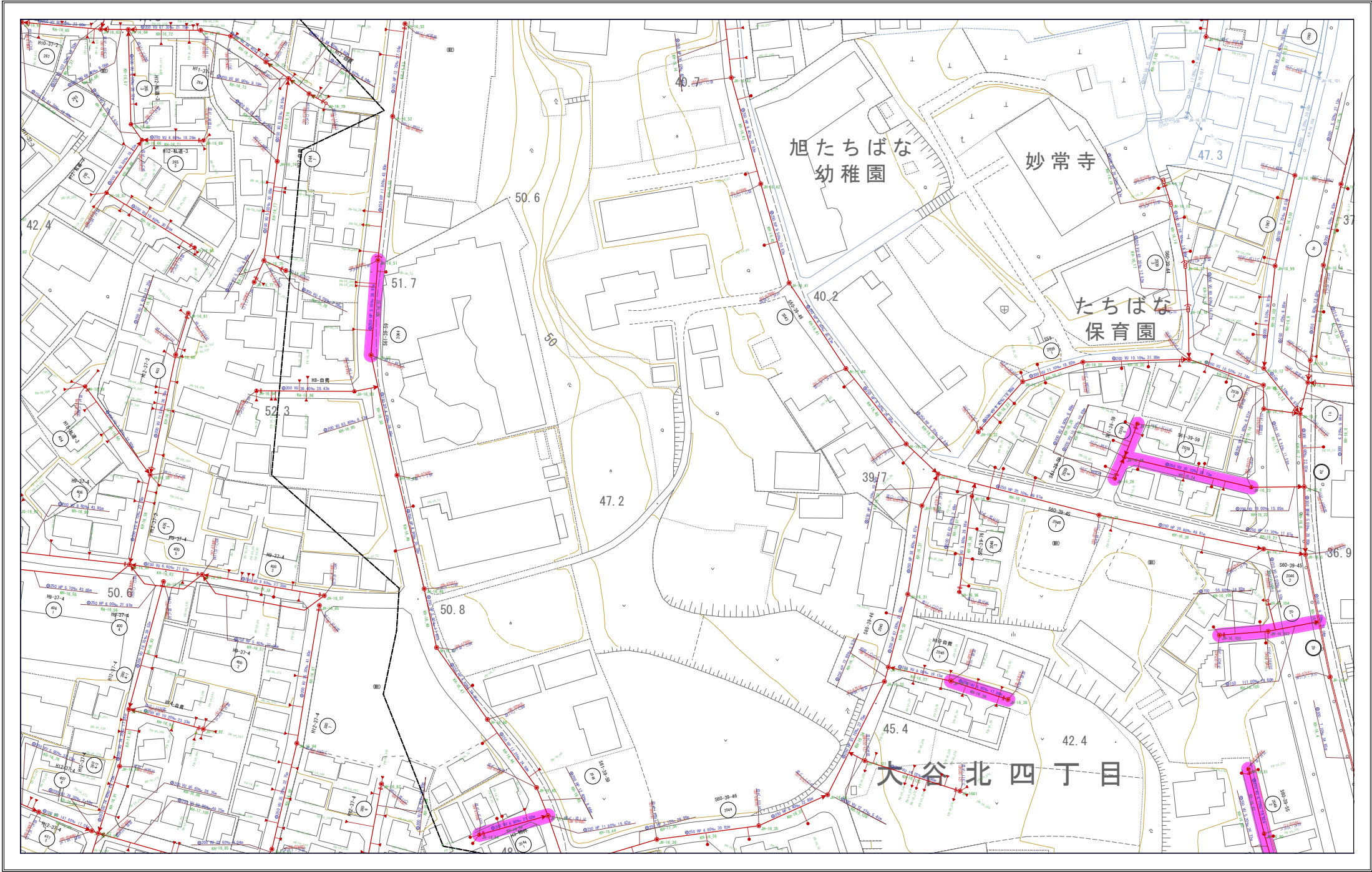
海老名市まちづくり部下水道課

H-15

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



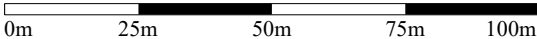
海老名市まちづくり部下水道課

G-15	H-15	I-15
G-16	H-16	I-16
G-17	H-17	I-17

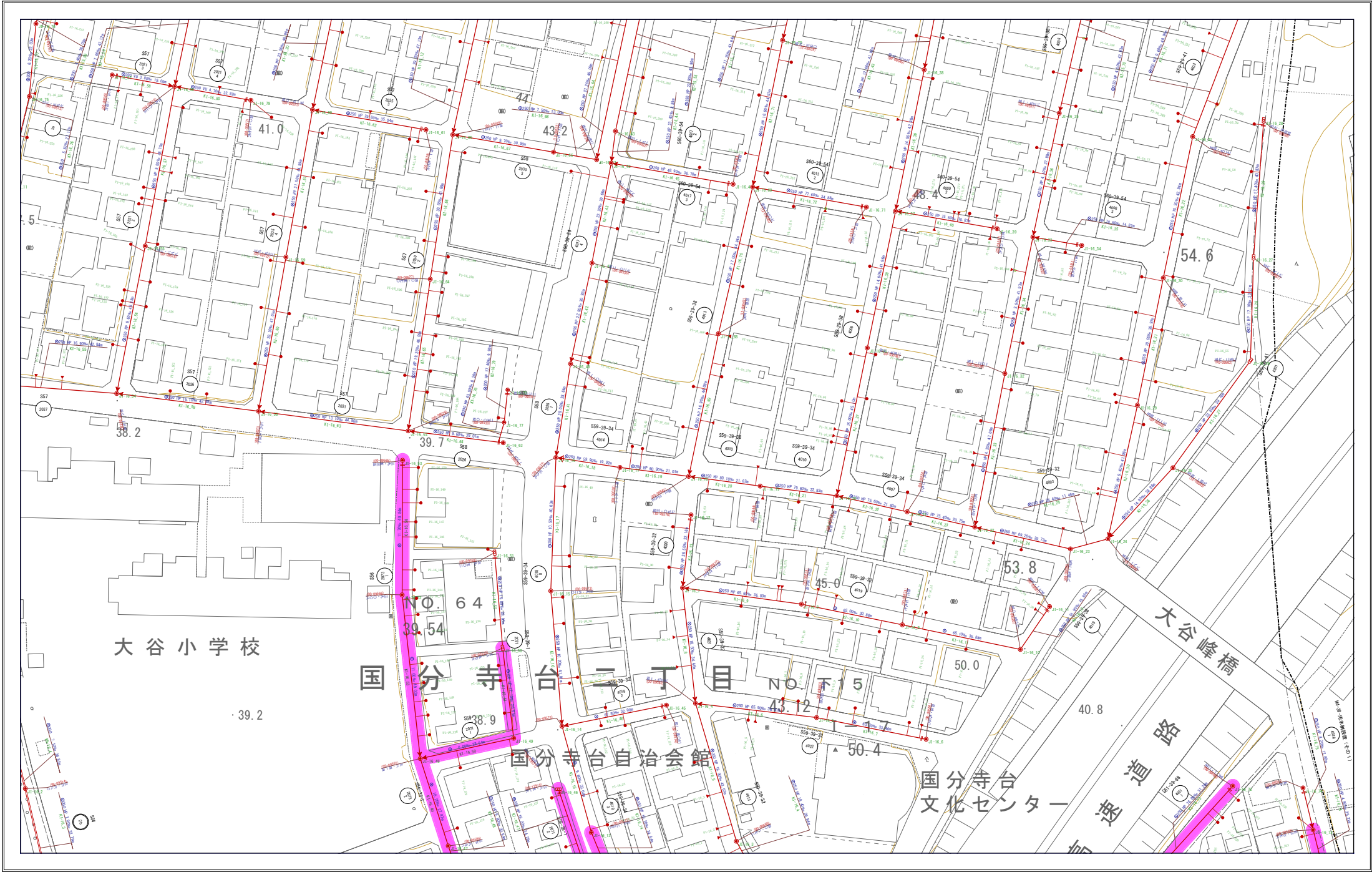
[illegible]

H-16

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



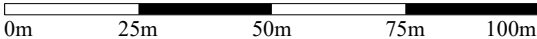
H-15	I-15	
H-16	I-16	
H-17	I-17	J-17

[illegible]

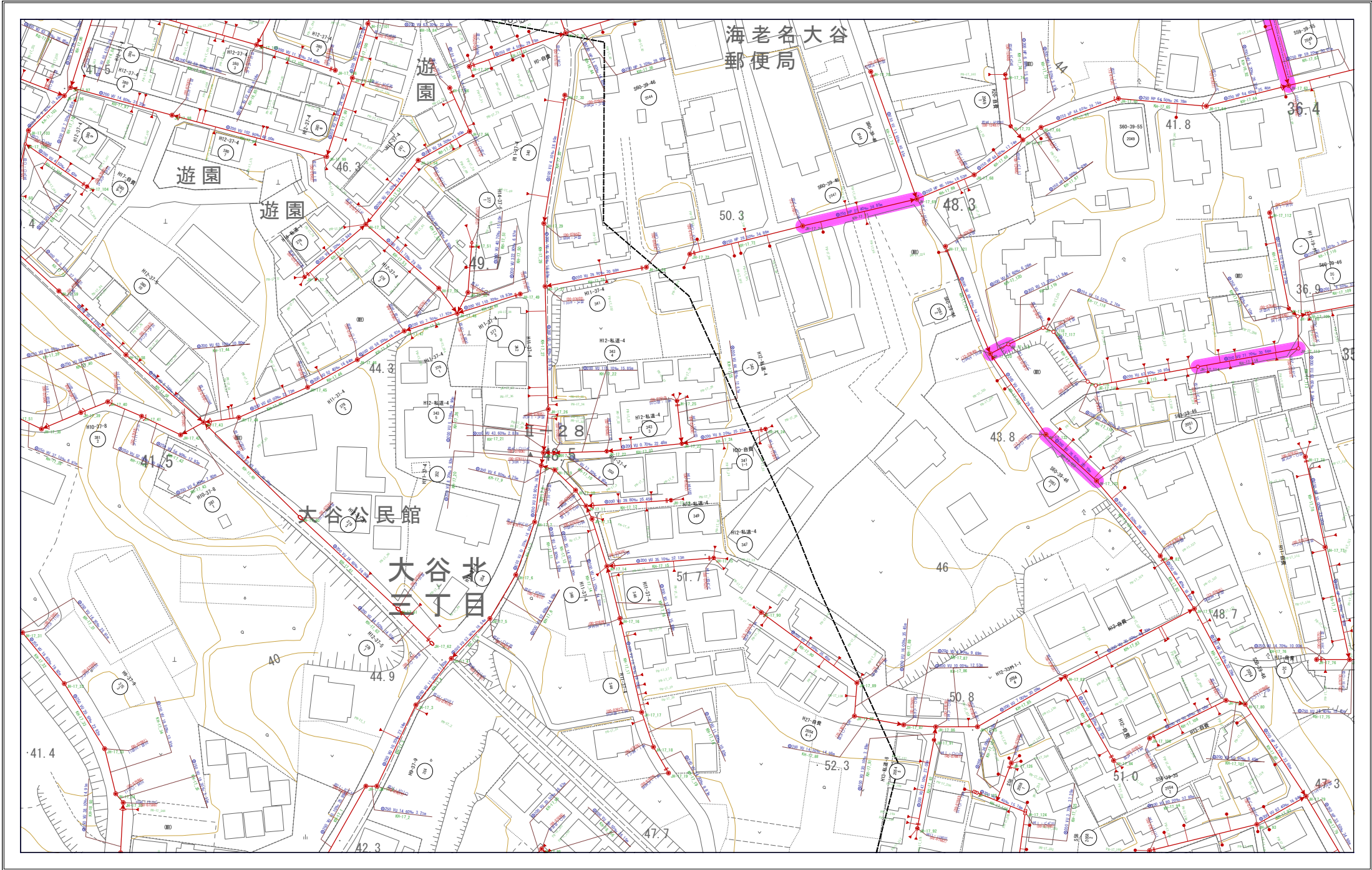
海老名市まちづくり部下水道課

I-16

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



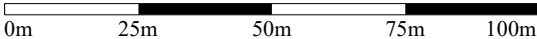
G-16	H-16	I-16
G-17	H-17	I-17
G-18	H-18	I-18

[illegible]

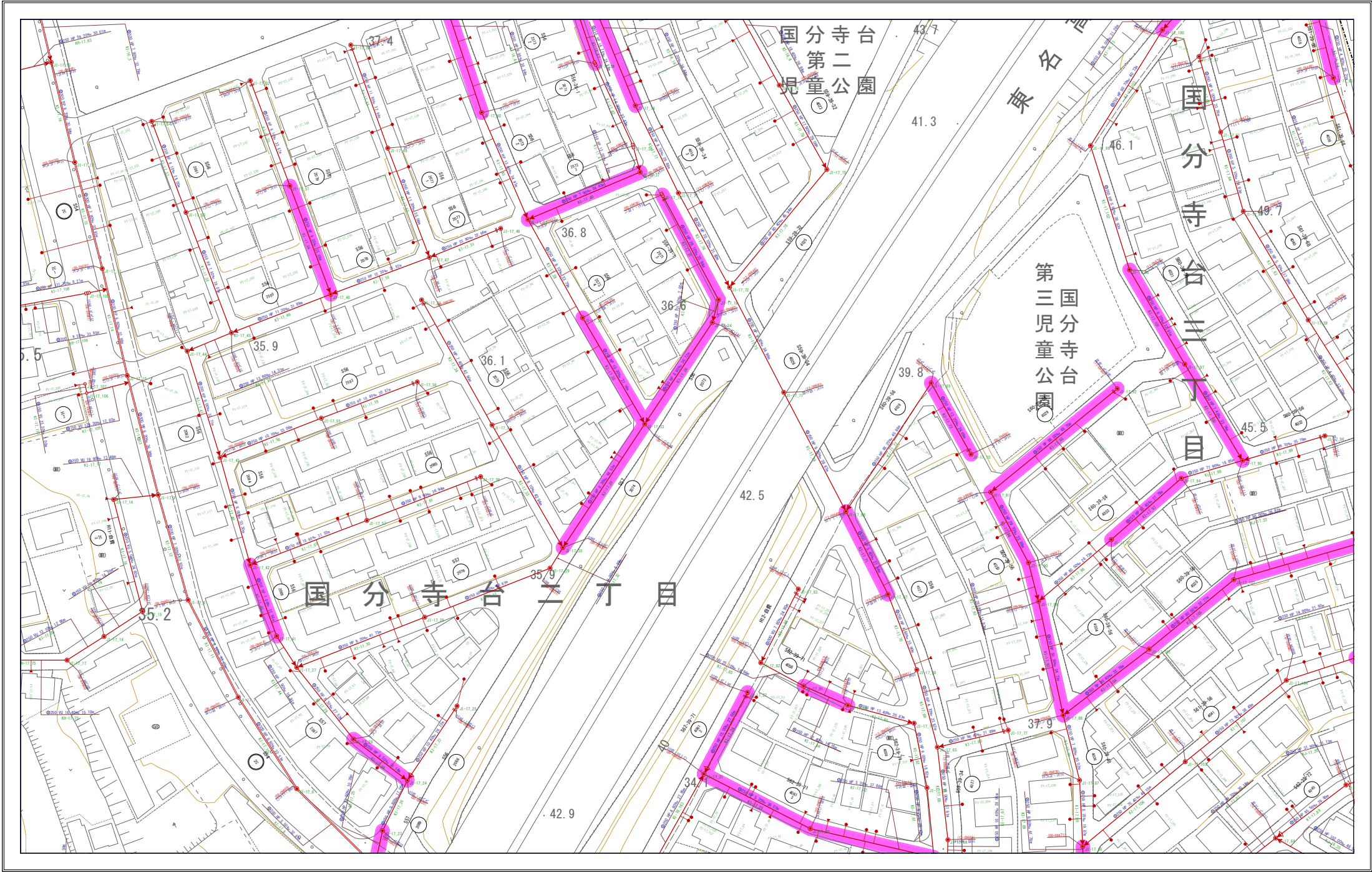
海老名市まちづくり部下水道課

H-17

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



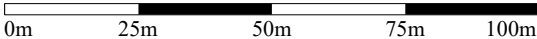
H-16	I-16	
H-17	I-17	J-17
H-18	I-18	J-18

[illegible]

海老名市まちづくり部下水道課

I-17

1/500



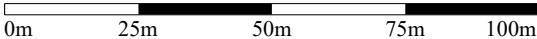
海老名市公共下水道台帳図（污水）



海老名市まちづくり部下水道課

J-17

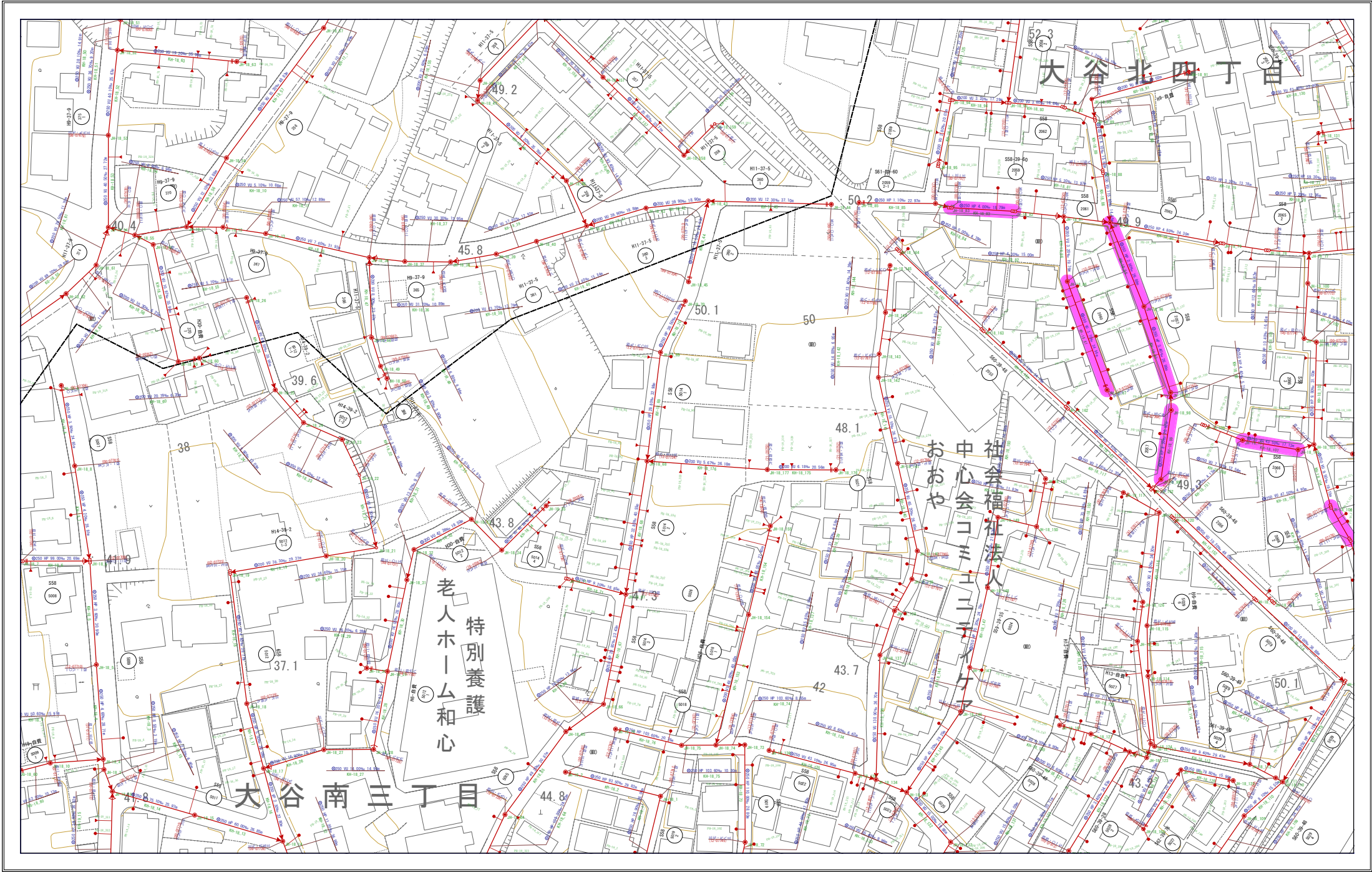
1/500



I-16	
I-17	J-17
I-18	J-18

[illegible]

海老名市公共下水道台帳図（污水）



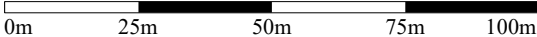
G-17	H-17	I-17
G-18	H-18	I-18
G-19	H-19	I-19

[illegible]

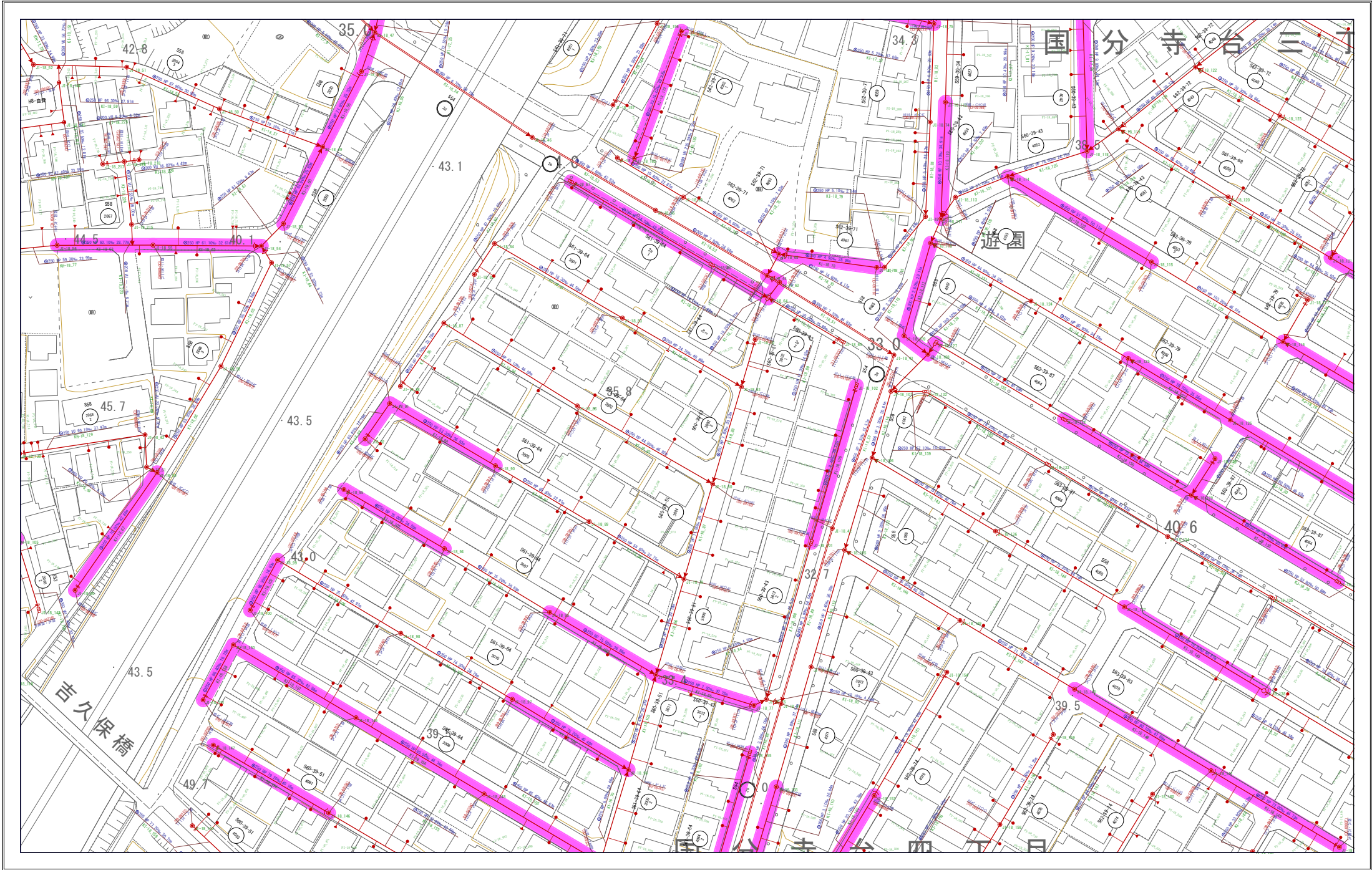
海老名市まちづくり部下水道課

H-18

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



H-17	I-17	J-17
H-18	I-18	J-18
H-19	I-19	J-19

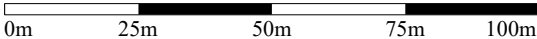


图 例	
注 意	注 明
	划分分界
符号	说明
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行

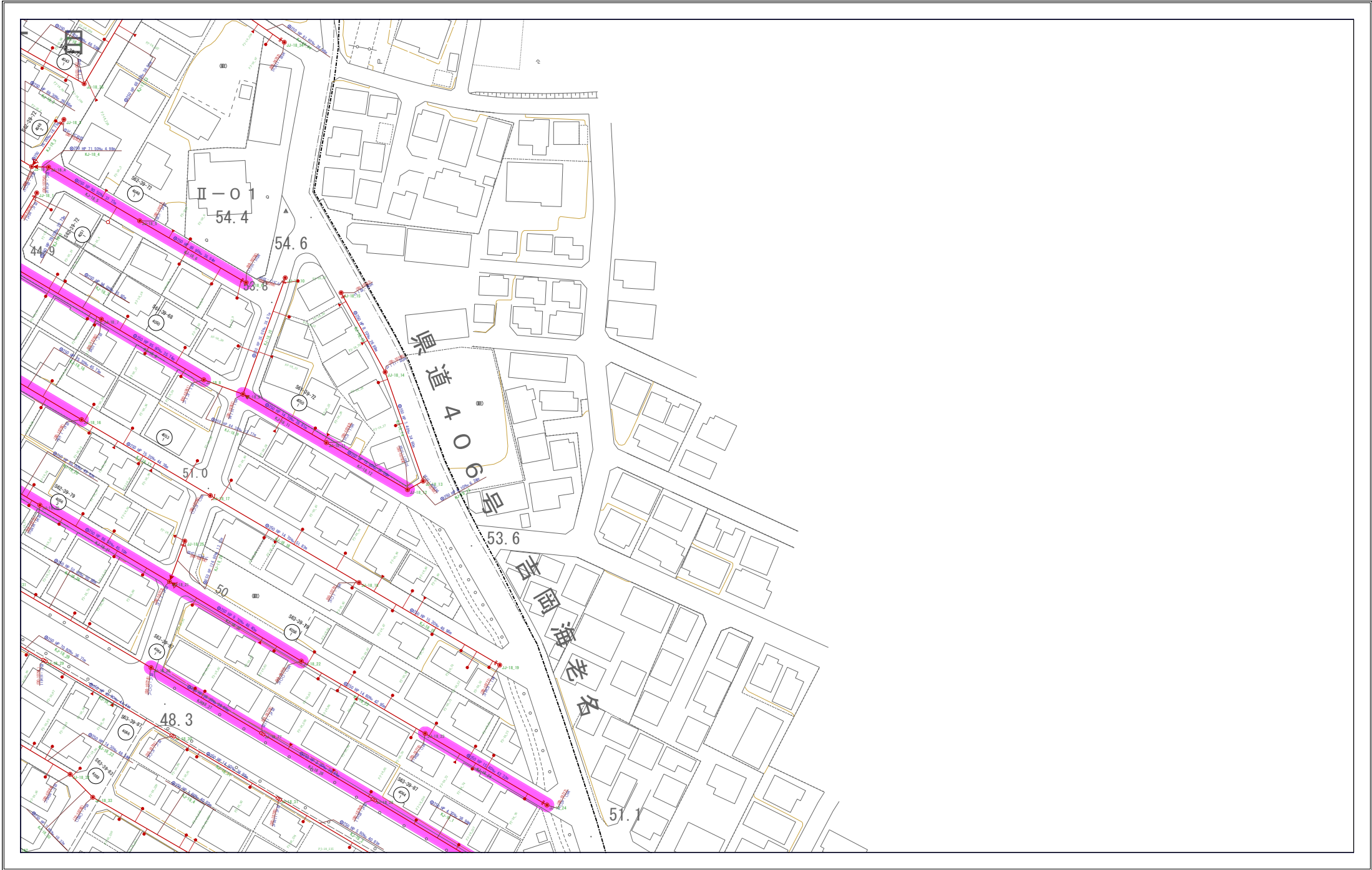
海老名市まちづくり部下水道課

I-18

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



海老名市まちづくり部下水道課

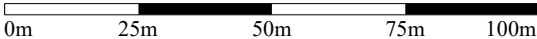
I-17	J-17
I-18	J-18
I-19	J-19



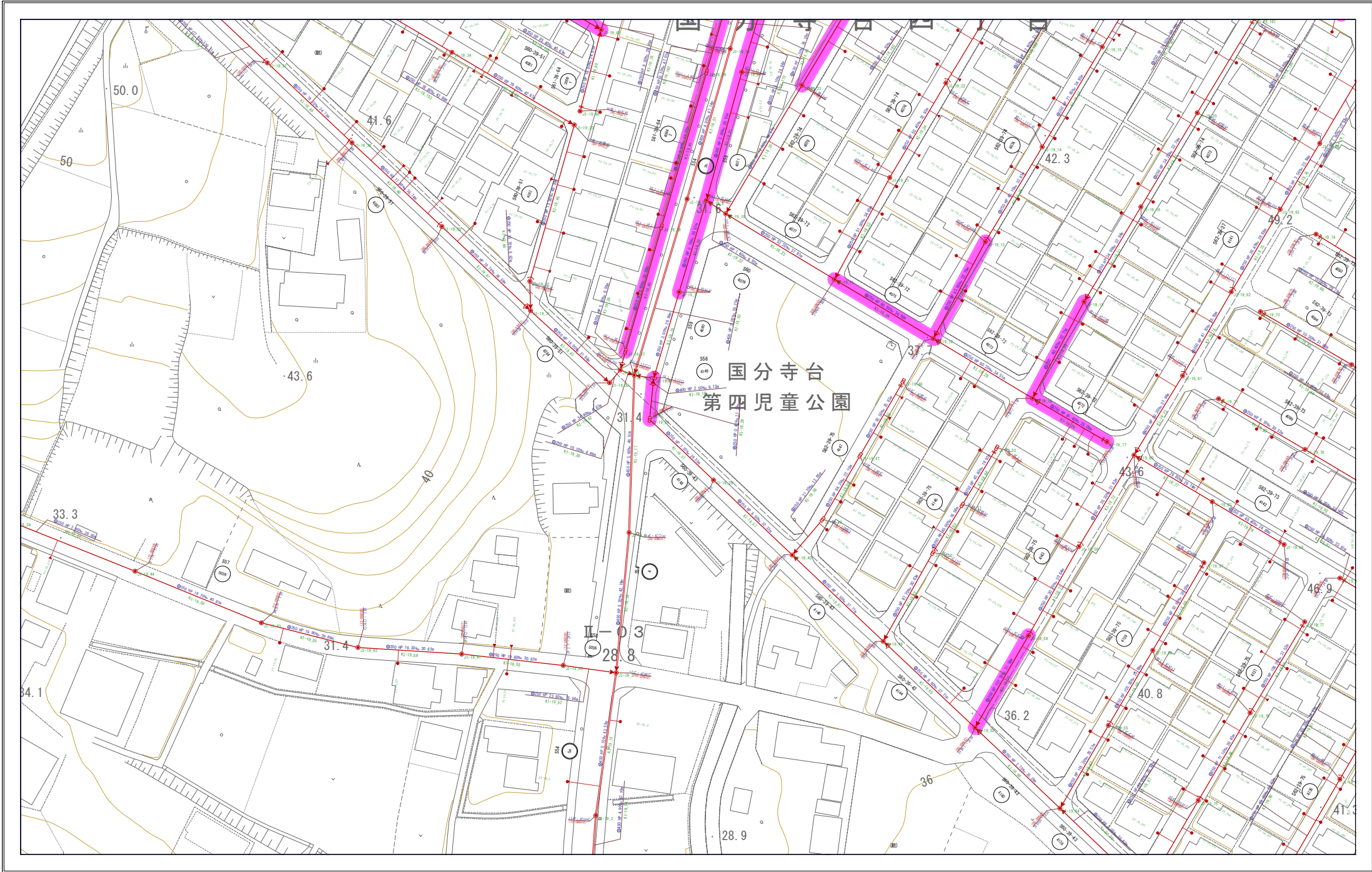
图 例	
注 意	注 明
	划分分界
符号	说明
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行

J-18

1/500



海老名市公共下水道台帳図（污水）



H-18	I-18	J-18
H-19	I-19	J-19
H-20	I-20	J-20



图 例	
注 意	注 明
	划分分界
符号	说明
	禁止通行
	禁止通行
	禁止通行
	1号孔
	2号孔
	3号孔
	4号孔
	5号孔
	6号孔
	7号孔
	8号孔
	9号孔
	10号孔
	11号孔
	12号孔
	13号孔
	14号孔
	15号孔
	16号孔
	17号孔
	18号孔
	19号孔
	20号孔
	21号孔
	22号孔
	23号孔
	24号孔
	25号孔
	26号孔
	27号孔
	28号孔
	29号孔
	30号孔
	31号孔
	32号孔
	33号孔
	34号孔
	35号孔
	36号孔
	37号孔
	38号孔
	39号孔
	40号孔
	41号孔
	42号孔
	43号孔
	44号孔
	45号孔
	46号孔
	47号孔
	48号孔
	49号孔
	50号孔
	51号孔
	52号孔
	53号孔
	54号孔
	55号孔
	56号孔
	57号孔
	58号孔
	59号孔
	60号孔
	61号孔
	62号孔
	63号孔
	64号孔
	65号孔
	66号孔
	67号孔
	68号孔
	69号孔
	70号孔
	71号孔
	72号孔
	73号孔
	74号孔
	75号孔
	76号孔
	77号孔
	78号孔
	79号孔
	80号孔
	81号孔
	82号孔
	83号孔
	84号孔
	85号孔
	86号孔
	87号孔
	88号孔
	89号孔
	90号孔
	91号孔
	92号孔
	93号孔
	94号孔
	95号孔
	96号孔
	97号孔
	98号孔
	99号孔
	100号孔
	101号孔
	102号孔

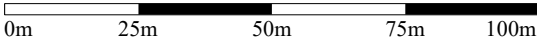
1号孔
2号孔
3号孔
4号孔
5号孔
6号孔
7号孔
8号孔
9号孔
10号孔
11号孔
12号孔
13号孔
14号孔
15号孔
16号孔
17号孔
18号孔
19号孔
20号孔
21号孔
22号孔
23号孔
24号孔
25号孔
26号孔
27号孔
28号孔
29号孔
30号孔
31号孔
32号孔
33号孔
34号孔
35号孔
36号孔
37号孔
38号孔
39号孔
40号孔
41号孔
42号孔
43号孔
44号孔
45号孔
46号孔
47号孔
48号孔
49号孔
50号孔
51号孔
52号孔
53号孔
54号孔
55号孔
56号孔
57号孔
58号孔
59号孔
60号孔
61号孔
62号孔
63号孔
64号孔
65号孔
66号孔
67号孔
68号孔
69号孔
70号孔
71号孔
72号孔
73号孔
74号孔
75号孔
76号孔
77号孔
78号孔
79号孔
80号孔
81号孔
82号孔
83号孔
84号孔
85号孔
86号孔
87号孔
88号孔
89号孔
90号孔
91号孔
92号孔
93号孔
94号孔
95号孔
96号孔
97号孔
98号孔
99号孔
100号孔
101号孔
102号孔

中 心 线
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
100
1

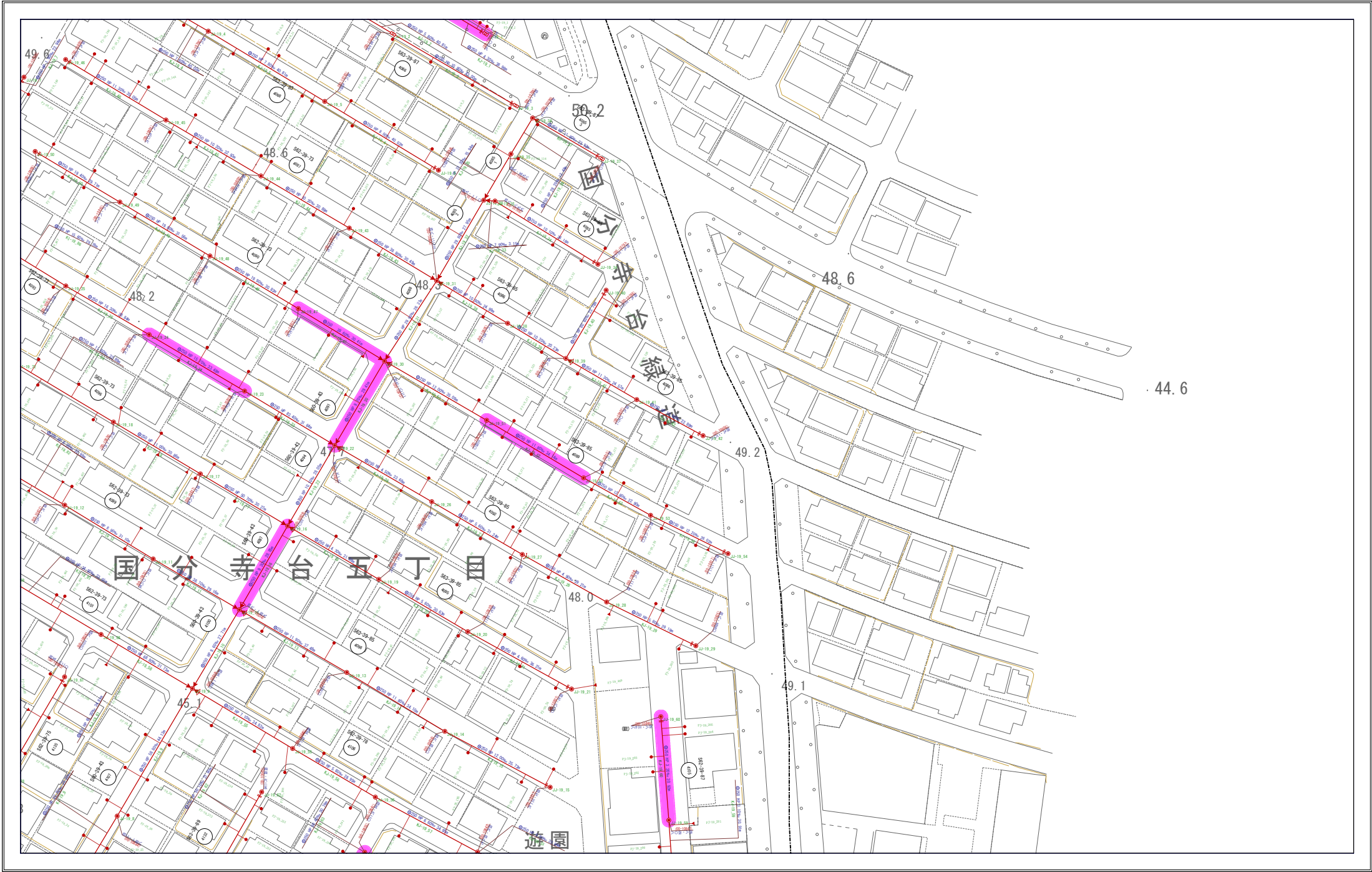
海老名市まちづくり部下水道課

I-19

1/500



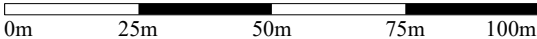
海老名市公共下水道台帳図（污水）



海老名市まちづくり部下水道課

J-19

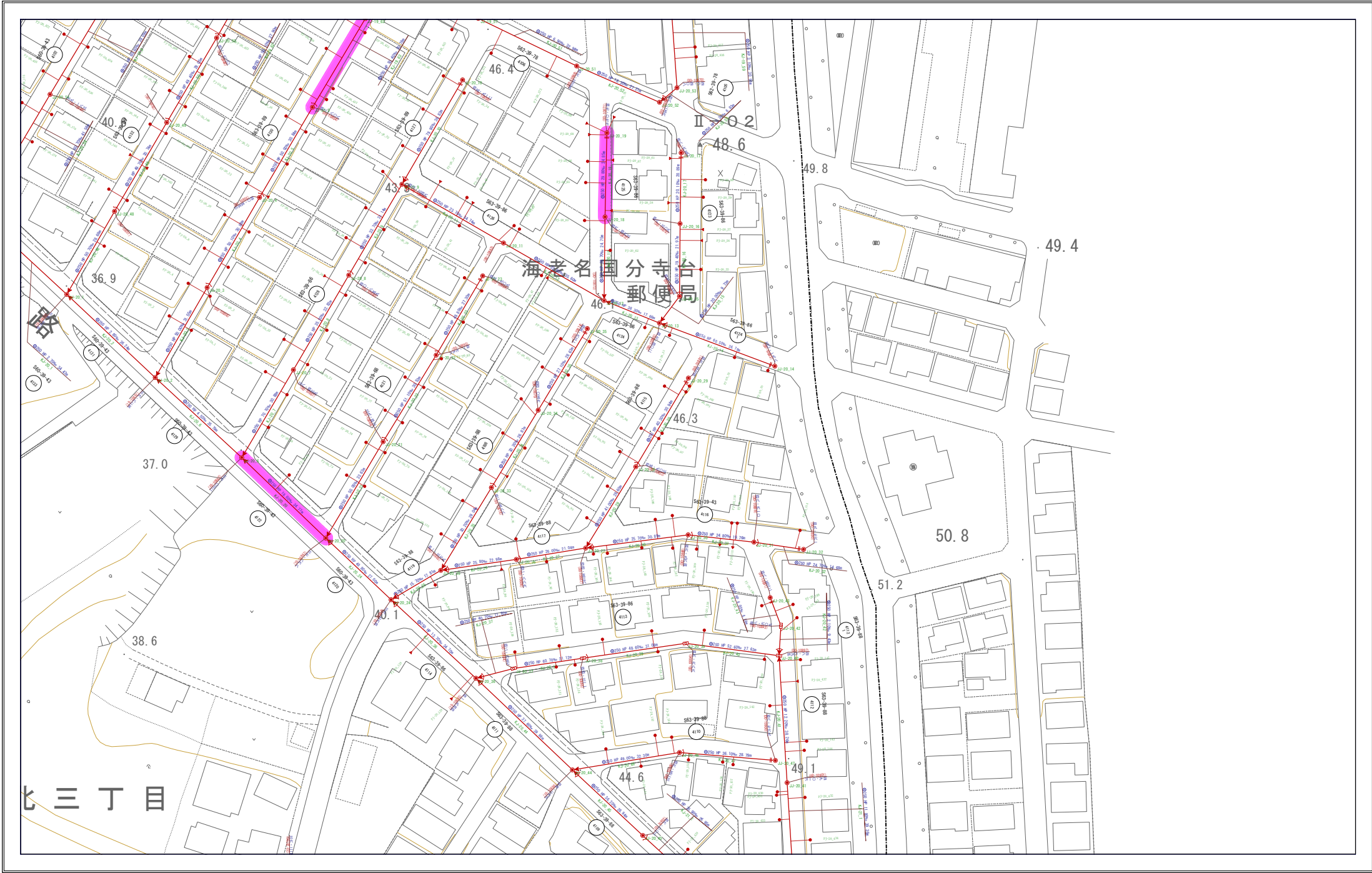
1/500



I-18	J-18
I-19	J-19
I-20	J-20

[illegible]

海老名市公共下水道台帳図（污水）



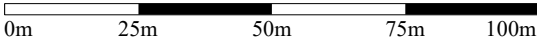
I-19	J-19	
I-20	J-20	
I-21	J-21	

[illegible]

海老名市まちづくり部下水道課

J-20

1/500



許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
許認可等の要件 ※入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○許認可等の概要

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

※許認可・資格・認証等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。
※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____

配置技術者等の資格・実績等調書

認定番号

商号又は名称

※同一開札日の案件において、配置技術者等の要件が同じで、同じ技術者で申請する場合は、技術者の添付書類は、最初の案件に1部添付で可とします。

※原則配置技術者の変更はできません。

入札案件名	(契約番号)
配置技術者等の要件 ※入札案件概要書からその他の要件の内容を転記	

氏名	
資格等名称・番号等	
資格等発行機関	
雇用年月日	年 月 日
当該業務の経験年数	
従事実績の概要 ※参加条件として実績を指定していない場合は記入不要	
契約件名	
発注者	
契約金額	
履行期間	
業務内容ほか	
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	☐ 資格等を確認できる書類 (必須)
	☐ 恒常的・継続的な雇用の確認できる書類 (必須) (原則として、健康保険被保険者証の写し)
	☐
	☐
※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。	

担当者様

連絡先